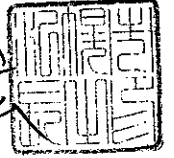


札幌市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月 26 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 13 号

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。
附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第7条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。次条第1号において同じ。）に限る。次条において同じ。）であって、令和7年の同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（次条において「合計所得金額」という。）に給与所得が含まれているもののうち、同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。次条第2号及び第3号において同じ。）の収入金額が次の表の左欄に掲げる金額であるものの令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法」とあるのは「合計所得金額（地方税法）」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に」と、
「（租税特別措置法）」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句と、「第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第

36条の規定」とあるのは「による特別控除」と、「この項において「合計所得金額」という」とあるのは「同じ」とする。

55万円以上65万円未満	令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法
65万円以上161万9千円未満	10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法
161万9千円以上190万円未満	65万円から、令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を、控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第1号被保険者が世帯主又は世帯員である場合を含む。）のうち、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額（次号ウにおいて「別表5による金額」という。）を控除して得た額を、控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、非課税基準額（地方税法第295条第3項の規定に基づき札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第19条第2項に定める金額をいう。以下この号において同じ。）から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、非課税基準額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、非課税基準額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から別表5による金額を控除して得た額を、控除して得た額以下である場合

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。